

# 熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託

## 基本仕様書

### 1 業務名

熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託

### 2 目的

- (1) 本市が実施する視覚障がい者生活訓練事業（以下、「生活訓練事業」という。）に専従できる視覚障害生活訓練等指導者（以下「歩行訓練士」という。）を養成すること
- (2) 生活訓練事業に従事する歩行訓練士の不足を補い、同訓練の受講待機者の解消及び受講間隔の短縮を図り、年間の受講修了者数を増加させること
- (3) 視覚障がい者の社会復帰・参加を支援し、その意欲を促すことで、視覚障がい者福祉の向上を図ること

### 3 履行場所

熊本市内 他

### 4 委託期間

契約締結日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで

### 5 業務概要

#### (1) 歩行訓練士の養成

- ① 歩行訓練士としての資質や将来性並びに障がい者福祉行政への熱意を考慮した選考を行い、候補者を選定し、雇用すること。なお、候補者の選考基準及び選考結果については、事前に委託者の承諾を得ること。
- ② ①により雇用した者（以下「対象者」という。）について、社会福祉法人日本ライthouse視覚障害リハビリテーションセンターの視覚障害生活訓練等指導者養成課程を令和 8 年（2026 年）10 月生として受講させ、歩行訓練士の資格を取得させること。
- ③ 本件の養成課程の受講に必要となる以下の費用は、委託費用に含まれるため、受託者が負担するものとし、対象者に負担させてはならない。
  - ・ 対象者の人件費（給与、賞与、家賃補助、通勤手当、社会保険料等）
  - ・ 対象者の研修に係る費用（視覚障害生活訓練等指導者養成課程の受講料、旅費、養成課程受講中（派遣研修の期間に限る。）の家賃（敷金礼金を含み、光熱水費を除く）、消耗品費、備品購入費）
- ④ 本件の養成課程における実地研修は、生活訓練事業の中で実施すること。ただし、養成課程の条件及び歩行訓練士の技能習熟度を考慮する場合は、この限りでない。
- ⑤ 養成機関派遣研修修了後の実地研修、毎月 1 回の派遣研修の実施、指導及びフォローアップについては、四半期ごとに実施概要を報告書として提出すること。なお、記載内容については契約締結後に別途、委託者と打ち合わせること。

## 6 留意事項

- (1) 本業務を遂行するにあたり、熊本市と受託者間にてあらゆる連絡手段（オンライン、対面）でいつでも問合せや連絡等やりとりできる環境・体制を整備すること。
- (2) 受託者は、熊本市が本業を実施するにあたり、生じた疑問について助言、回答を可能な限り行うこと。なお、熊本市からの本業務に関する問い合わせに対して、2週間以内に回答できる体制を組むこと。
- (3) 本件に関して疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項については、熊本市と受託者とで協議を行い決定するものとする。